

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 28 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について（参考送付）

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）が策定されたこと等の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月 26 日付で厚生労働省より別添 1 のとおり「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」の改正通達が発出されており、また別添 2 のとおり「労働安全衛生法に基づく健康診断の実施の延期」に関する Q&A が公開されておりますので、ご参考にお知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組について、貴会会員、傘下団体等に周知いただくとともに、現場入場の際に、作業員名簿において健康診断の受診日を確認するにあたり改正通達の趣旨を踏まえ柔軟に対応いただくよう、統括安全衛生責任者等への周知を徹底するようご配慮お願いいたします。

別添 1

基発 0303 第 1 号
令和 2 年 3 月 3 日
改 正 基発 0311 第 3 号
令和 2 年 3 月 11 日
改 正 基発 0421 第 2 号
令和 2 年 4 月 21 日
改 正 基発 0526 第 7 号
令和 2 年 5 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）（別添 1）が策定されたこと等の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（以下「通達」という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。なお、本通達の内容については、健康診断制度を所管する関係部局との連名通知（別添 2）においても同様の記載がされていることを申し添える。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

（1）一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第

44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和 2 年 6 月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和 2 年 10 月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず 10 月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和 2 年 6 月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施する

こととし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

令和 2 年 5 月 1 日
改正 令和 2 年 5 月 14 日

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

(一社) 日本総合健診医学会
(公社) 日本人間ドック学会
(公財) 結核予防会
(公社) 全国労働衛生団体連合会
(公財) 日本対がん協会
(公社) 全日本病院協会
(一社) 日本病院会
(公財) 予防医学事業中央会

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境を確保します。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・ 受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。
- ・ マスク不足が深刻な折、受診者のマスクは原則として受診者に用意してもらいます。マスク着用がない場合は健診を受診できません。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・ 健診受付後、速やかに問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認します。

- ・発熱があるなど健診受診者として不適当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診とします。
 - ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
 - ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
 - ・室内の換気は、1 時間に 2 回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）。
 - ・受診者の「密集」を避けるため、1 日の予約者数、予約時間等を調整します。
 - ・職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
 - ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し環境衛生に努めます。
- 健診施設職員が感染源とならないための配慮
- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
 - ・過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。）このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
 - ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
 - ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起らないように努めます。
 - ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
 - ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
- 緊急時の対応
- ・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。
 - ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。

- ・当該受診者と接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。

③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

○ 巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

II 受診者にお願いする事項

○ 事前に受診者へ通知する事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りして

いますので、体調が回復してから受診してください。

- いわゆる風邪症状が持続している方
- 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や 職場内等で接触歴がある方）
- 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）と の接触歴がある方
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
- ・上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。

○ 受診に際して、受診者をお願いする事項

- ・健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・マスク不足が深刻な折、マスクは受診者ご自身で用意してください。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。

医政歯発0526第1号
健健発0526第1号
健が発0526第1号
基安労発0526第1号
子家発0526第3号
子母発0526第3号
保保発0526第1号
保国発0526第2号
保高発0526第2号
保連発0526第1号
令和2年5月26日

(別 記) 御中

厚生労働省医政局
 歯 科 保 健 課 長
 (公 印 省 略)
厚生労働省健康局
 健 康 課 長
 (公 印 省 略)
 がん・疾病対策課長
 (公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局安全衛生部
 労 働 衛 生 課 長
 (公 印 省 略)
厚生労働省子ども家庭局
 家 庭 福 祉 課 長
 (公 印 省 略)
 母 子 保 健 課 長
 (公 印 省 略)
厚生労働省保険局
 保 険 課 長
 (公 印 省 略)
 国民健康保険課長
 (公 印 省 略)
 高 齢 者 医 療 課 長
 (公 印 省 略)
 医療介護連携政策課長
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、その後、感染状況の変化等を踏まえた区域変更や期間延長を経て、5月25日に全ての区域において緊急事態宣言を解除したところです（別添1）。

①健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査等、④労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づく健康診断並びに⑤各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導（上記①から④までに該当するものを除く。以下同じ。）（以下「各種健診等」という。）の実施については、当該緊急事態宣言の解除を踏まえ、下記のとおりとしますので、別紙Q&Aも活用し、適切な対応をお願いします。なお、母子保健法に基づく健康診査等については、「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和2年5月1日時点）」（令和2年5月1日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡別添）を後日改正し、送付する予定ですので、改正後のQ&Aを御参照ください。また、都道府県においては管内市町村へ、保険者団体等においては貴管内の保険者等へ改めての周知徹底をお願いします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について（改訂）」（令和2年4月17日付厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知）並びに「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」（令和2年4月14日付厚生労働省健康局健康課、がん・疾病対策課、医政局歯科保健課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導について」（令和2年4月24日付厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡）及び「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月10日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課事務連絡）は廃止します。

記

第1 緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、各種健診等については、その意義や実施主体の責務などの制度趣旨等に則り、以下の点に留意の上、適切に実施すること。

1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について

各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。

ア 各種健診・保健指導等を実施するに当たっては、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により各種健診・保健指導等を受診できない者に対し、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1) 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 特定健康診査等を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

イ 地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ 保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ 仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ 昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2) 保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

保健事業を実施するに当たっては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。

ア 各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、実施すること。

イ 仮に延期等の措置をとる場合には、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。また、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第1の3の(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別での健康診査、保健指導等を実施する場合には、各自治体において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。

- (4) 母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、第2を参照すること。

4 安衛法等に基づく健康診断の実施について

- (1) 安衛法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

- (2) 安衛法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）を根拠とする健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

5 各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施について

各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施については、第1の1のアに準じた取扱いとすること。

第2 各種健診等を実施する際の感染拡大防止等について

各種健診等を実施する場合には、以下の点に留意し、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

- 1 各種健診等を集団で行う会場等では、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）など適切に対応すること。
- 2 訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 その他、対象者に対し各種健診等を個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 4 上記の感染防止策の他、関係団体が策定した「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（別添2）等も参考に、適切な感染防止策を講じた上で行うこと。また、各種健診等を受診する者に対し、感染予防策について、政府が公表している資料等（別添3等）を用いて適切に周知すること。

第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更。新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる」とこととされているところ、仮に今後、再度、緊急事態宣言が行われた場合には、当該緊急事態宣言の対象地域における各種健診等の実施に当たっては、以下のとおりとすること。

- 1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について
各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。
 - ア 緊急事態宣言の対象地域における各種健診・保健指導等であって、
 - ① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。
 - ② 個別で実施するものについては、各自治体において、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
 - イ 延期等により、各種健診・保健指導等を受診できない者には、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1) 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、

① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。ただし、対象者の疾病の発見の遅れや症状の悪化につながる可能性があること等を踏まえ、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、第2に特に留意の上、緊急事態宣言の期間において特定健康診査等を実施しても差し支えないこと。

② 個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ 地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ 保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ 延期等により、特定健康診査等を受診できない者には、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ 昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2) 保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、

① 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること。

② 個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ なお、外出自粛により、生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組により、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていきたいこと。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

- (1) 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。
 - ア 緊急事態宣言の期間において、原則として集団での実施を延期すること。
 - イ ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。
 - ウ なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。
- (2) 緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第 3 の 3 の(1)に準じた取扱いとすること。
- (3) 個別で実施する健康診査、保健指導等については、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- (4) 母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、第 2 を参照すること。

4 安衛法等に基づく健康診断の実施について

安衛法等に基づく健康診断の実施については、第 1 の 4 と同様の取扱いとすること。

5 各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施について

各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施については、第 3 の 1 のアに準じた取扱いとすること。

6 各種健診等を実施する場合には、第 2 を参照の上、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

【別記】

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

後期高齢者医療主管課（部）

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

全国健康保険協会

健康保険組合

健康保険組合連合会

共済組合所管課（室）

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 母子保健主管部局・児童福祉主管部局

都道府県労働局労働基準部健康主務課

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）に関するQ & A【健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等及び各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導関係】

（令和2年5月26日版）

厚生労働省 医政局 歯科保健課
健康局 健康課
健康局 がん・疾病対策課

目次

1 総論

- 1－1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

2 記の第1の1について

- 2－1 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況」とあるが、どういうことか。

3 記の第1の5について

- 3－1 各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

4 記の第3の1について

- 4－1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。
- 4－2 「集団で実施するものについては、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として実施を控えること」とあるが、どういうことか。
- 4－3 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

5 記の第3の5について

- 5－1 各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

1 総論

1－1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

（答）

本通知は、「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」で取扱いを変えるようお願いするものではありません。

一方で、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において、3つの分類のそれぞれにおける一般的な感染対策が示されていることから、これを踏まえて対応していただくようお願いします。

2 記の第1の1について

2－1 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況」とあるが、どういふことか。

（答）

地域によって、感染者数や感染者の増加状況などの感染状況が異なるとともに、地域独自の感染拡大防止策を講じている場合もあるため、これらの状況も考慮した上で実施時期等を判断していただきたいという趣旨です。

3 記の第1の5について

3－1 各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

（答）

各自治体を実施する歯科健康診査・歯科保健指導（①健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等、②特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業、③母子保健法に基づく健康診査等並びに④労働安全衛生法等に基づく健康診断に該当するものを除く。5－1において同じ。）を延期等により受診できない者に対しては、各自治体において、地域における感染の状況や感染防止対策の対応状況等を踏まえつつ、別の機会に受けることができるようにするなどの配慮をお願いいたします。

4 記の第3の1について

4－1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域において集団で実施するものについては、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として実施を控えていただくよう要請していますが、これはいわゆる「三つの密」(※)のある場では感染拡大のリスクが高まることから、そのような場所での各種健診・保健指導等の実施を原則として控えていただくよう要請するものです。したがって、「集団」か「個別」については、「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断をいただくようお願いします。

※ ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件

(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）)

4－2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういうことか。

(答)

緊急事態宣言の期間内においては、緊急事態宣言の対象地域において集団で実施する各種健診・保健指導等については原則として実施を延期していただきたい旨要請するものです。

また、「原則として」としているのは、必ずしも集団で実施する各種健診・保健指導等につき全て延期を求めるものではなく、地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断いただきたいという趣旨です。

4－3 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

(答)

個別で実施するものについては、「三つの密」の条件がない場において行われるものが前提ですので、各種健診・保健指導等を実施していただくことも可能ですが、その実施の可否については、感染拡大防止の観点を踏まえ検討し、各自治体において、実施機関等と相談しながら判断をしていただきたいという趣旨です。

5 記の第3の5について

5－1 各自治体が実施する歯科健康診査・歯科保健指導を延期した場合、どのような対応が必要か。

(答)

本Q & Aの3－1と同様の対応をお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知）に関するQ & A【特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業関係】

（令和2年5月26日版）

厚生労働省

保険局 医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室

目次

1 総論

- 1-1 「特定健康診査等」の「等」には何が含まれるのか。また、「その他の保健事業」の具体的な内容は何か。それぞれ、事業主に義務づけられている定期健康診断は含まれるのか。
- 1-2 特定健康診査と定期健康診断を一体的に実施している健診についての取扱いはどうすればよいのか。
- 1-3 本通知に従わなかった場合に罰則等はあるのか。

2 記の第1の2について

- 2-1 第1の2の(1)の対象となる「特定健康診査等」とは、具体的に何か。また、第1の2の(2)の対象となる「保健事業」とは、具体的に何か。
- 2-2 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断」とあるが、どういうことか。
- 2-3 「特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること」とあるが、どういうことか。
- 2-4 「保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと」とあるが、どのように行うのか。
- 2-5 「保険者協議会の仕組み等を活用して」とあるが、どういうことか。
- 2-6 「延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること」とあるが、別の機会としていつまでに特定健康診査等を実施する必要があるのか。

3 記の第3の2の(1)について

- 3-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。
- 3-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういうことか。
- 3-3 「控えること」から「延期すること」と表現が変わったが、緊急事態宣言の対象地域における取扱いを変更する必要があるのか。
- 3-4 「特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合」とあるが、どのような場合か。
- 3-5 緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関や保険者が緊急事態宣言の対象地域外に出張して実施するような特定健康診査等の扱いはどうすればよいのか。
- 3-6 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。
- 3-7 中止することとしていた特定健康診査等について、周知が間に合わなかった等

の事情により、実施された場合に費用請求等はどのようにするのか。

3－8 特定健康診査等を行わないこととした場合に、医療機関等と保険者の間でキャンセル料等が発生するのか。また、補償は行われるのか。

3－9 特定健康診査等について、緊急事態宣言の対象期間における特定健康診査等の予約を行っていた場合、その予約を取り消さなければいけないのか。

3－10 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

4 記の第3の2の(2)について

4－1 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること」とあるが、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、集団で実施するものについては全て延期する必要があるのか。

1 総論

1-1 「特定健康診査等」の「等」には何が含まれるのか。また、「その他の保健事業」の具体的な内容は何か。それぞれ、事業主に義務づけられている定期健康診断は含まれるのか。

(答)

「特定健康診査等」は令和2年5月26日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(以下「本通知」という。)の第1の2の(1)で示している特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査をいいます。

また、「その他の保健事業」は、例えば、保険者が加入者のために行う各種健(検)診、保険者が加入者のために行う健康のためのセミナーや個別の保健指導等をいいます。

このため、いずれも、事業主が行う定期健康診断等は含んでいませんが、特定健康診査と定期健康診断を一体的に実施する場合の取扱いについては1-2をご参照ください。

1-2 特定健康診査と定期健康診断を一体的に実施している健診についての取扱いはどうすればよいのか。

(答)

1-1でお示ししているとおり、「特定健康診査等」には事業主が行う定期健康診断等は含まれていません。

そのため、事業主が行う定期健康診断との調整につきましては、本通知の第1の4及び第3の4において事業主が行う定期健康診断等の内容が示されておりますので、こちらも参照いただき、ご対応いただくようお願いいたします。

1-3 本通知に従わなかった場合に罰則等はあるのか。

(答)

本通知に従わなかった場合でも、罰則が科せられたり、行政指導等が行われたりすることはありません。

本通知は緊急事態宣言の解除等を踏まえて特定健康診査等を適切に実施していただく際の留意事項等について通知するものです。

2 記の第1の2について

2-1 第1の2の(1)の対象となる「特定健康診査等」とは、具体的に何か。また、第1の2の(2)の対象となる「保健事業」とは、具体的に何か。

(答)

第1の2の(1)の対象となる「特定健康診査等」は、『緊急事態宣言の対象地域に居住

する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等』以外の特定健康診査等をいいます。

また、第１の２の(2)の対象となる「保健事業」は、『緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業』以外の保健事業をいいます。

２－２ 「地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断」とあるが、どういうことか。

(答)

地域によって、感染者数や感染者の増加状況等の感染状況が異なるとともに、地域独自の感染拡大防止策を講じている場合もあるため、これらの状況も考慮した上で実施方法や実施時期等を判断していただきたいという趣旨です。

２－３ 「特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること」とあるが、どういうことか。

(答)

医療機関等によっては、新型コロナウイルス感染症対策等に医療資源を大きく割いている場合もあると考えられるため、特定健康診査等の実施の検討に当たっては、医療機関等と十分に調整の上、医療機関等の状況を踏まえて方針を決定していただきたいという趣旨です。

２－４ 「保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと」とあるが、どのように行うのか。

(答)

特定健康診査等の対象者に対し、それぞれの特定健康診査等の実施方針（実施方法や時期等）について、個別連絡やホームページへの掲載等の方法により保険者から加入者に対して連絡するようにしてください。この際、医療機関等で特定健康診査等を実施する場合には、加入者に対し受入が可能な医療機関等の情報等を周知することが望ましいと考えられます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関等の負担が増大していることから、医療機関等に負担をかけるような方法はできる限り避けてください。

※ 保険者と医療機関等が合意の上で、医療機関等から連絡を行うことを妨げるものではありません。

２－５ 「保険者協議会の仕組み等を活用して」とあるが、どういうことか。

(答)

一般に、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る集合契約については、各都道府県の保険者協議会において調整が行われています。

そのため、本通知を受けた対応におかれても、保険者協議会のネットワークを活用して、調整等を行ってください。

また、各々の情勢を踏まえ、保険者協議会を開催するのではなく、電子メール等による連絡により調整を行うことも考えられます。

2-6 「延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること」とあるが、別の機会としていつまでに特定健康診査等を実施する必要があるのか。

(答)

特定健康診査及び高齢者健康診査については、今年度実施する予定のものを延期する場合については今年度中に実施していただくようお願いいたします。また、特定保健指導については、地域における感染の状況や実施方法等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で適切な時期に実施していただくようお願いします。(第3の2の(1)のエについても同様。)

3 記の第3の2の(1)について

3-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期していただくよう要請していますが、これはいわゆる「三つの密」(※)のある場では感染拡大のリスクが高まることから、そのような場での特定健康診査等の実施を原則として延期していただきたいという趣旨です。したがって、「集団」か「個別」については、「三つの密」が生じる環境かどうかという観点で判断をいただくようお願いします。

※ ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件

(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）)

3-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、どういうことか。

(答)

緊急事態宣言の期間内においては、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、集団で実施するものについては、原則として、その実施を緊急

事態宣言の期間後に延期していただきたい旨要請するものです。

なお、「原則として」としているのは、緊急事態宣言の期間内であっても、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、第2に特に留意の上、集団での特定健康診査等を実施しても差し支えないという趣旨です。

3-3 「控えること」から「延期すること」と表現が変わったが、緊急事態宣言の対象地域における取扱いを変更する必要があるのか。

(答)

他健診の取扱いとの間で表現を揃えるために改めたものであり、趣旨は以前と同じであるため、緊急事態宣言の対象地域における取扱いを変更する必要はありません。

3-4 「特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合」とあるが、どのような場合か。

(答)

例えば、特定健康診査を長期間実施しないことで、対象者の疾病の早期発見に支障を来すと判断される場合や、特定保健指導の対象者の症状が悪化する危険性が高いと判断される場合等が考えられます。また、契約等との関係から、特定の期間に集団での特定健康診査等を行わなければ、その後長期間特定健康診査等を実施できなくなることが見込まれる場合等が考えられます。

なお、「特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合」の検討にあたっては、特定健康診査等の対象者からの受診の希望の申出等の情報を参考にしていただくことも考えられます。

3-5 緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関や保険者が緊急事態宣言の対象地域外に出張して実施するような特定健康診査等の扱いはどうすればよいのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関や保険者が検診車等を用いて、緊急事態宣言の対象地域外で実施する特定健康診査等については、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、「緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等」と同様に取り扱いいただくようお願いします。

3-6 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

(答)

個別で実施するものについては、「三つの密」の条件がない場において行われるもの

が前提ですので、特定健康診査等を実施していただくことも可能ですが、その実施の可否については、感染拡大防止等の観点を踏まえ検討し、関係者や実施機関等と相談しながら判断をしていただきたいという趣旨です。なお、例えば、「三つの密」を避けた環境下において対面で行う特定健康診査等、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導は、個別で実施するものでありその実施方法を踏まえれば行うことができると考えられます。

3-7 中止することとしていた特定健康診査等について、周知が間に合わなかった等の事情により、実施された場合に費用請求等はどのようにするのか。

(答)

医療機関等が契約上実施することとなっている特定健康診査等を実施した場合には、保険者は通常どおり支払等を行わなければなりません。

3-8 特定健康診査等を行わないこととした場合に、医療機関等と保険者の間でキャンセル料等が発生するのか。また、補償は行われるのか。

(答)

キャンセル料が発生するか否かについては、医療機関等と保険者の間の契約においてどのような扱いとしているかを確認してください。

なお、キャンセル料が発生する場合等における国の財政上の支援については考えていません。

3-9 特定健康診査等について、緊急事態宣言の対象期間における特定健康診査等の予約を行っていた場合、その予約を取り消さなければいけないのか。

(答)

緊急事態宣言の対象期間における特定健康診査等の受診について予約を行っていた場合、これを直ちに取消す必要はなく、保険者及び医療機関等の合意の下で、受診を希望した加入者について実施することは差し支えありません。

ただし、そのような特定健康診査等を受診する場合・実施する場合であっても、本通知の第2に留意し、新型コロナウイルス感染症の感染対策等を講じていただくようお願いします。

3-10 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）において「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道府県」「感染観察都道府県」の3つ分類が示されたが、この分類によって取扱いを変える必要があるのか。

(答)

本通知は、緊急事態宣言の対象地域とそれ以外の地域における特定健康診査等の実施の取扱いについて通知するものですので、「特定（警戒）都道府県」「感染拡大注意都道

府県」、「感染観察都道府県」で取扱いを変えるようお願いするものではありません。

一方で、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年５月１４日）において、３つの分類のそれぞれにおける一般的な感染対策が示されていることから、これを踏まえて対応していただくようお願いします。

4 記の第３の２の(2)について

4－１ 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること」とあるが、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、集団で実施するものについては全て延期する必要があるのか。

（答）

保険者が行うその他の保健事業については、その実施方法等について柔軟に対応できると考えられますので、実施する場合には集団で実施いただくのではなく、「三つの密」を避けるよう個別での実施を検討いただくようお願いします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に
基づく緊急事態宣言について

令和 2 年

- 4 月 7 日 5 月 6 日までの 1 か月間を期間として、埼玉県、千葉県、
東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象に、
緊急事態宣言
- 4 月 16 日 対象区域を全都道府県に拡大
- 5 月 4 日 期間を 5 月 31 日までに延長
- 5 月 14 日 対象区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
京都府、大阪府及び兵庫県に変更（その他の県は解除）
- 5 月 21 日 対象区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川
県に変更（京都府、大阪府及び兵庫県は解除）
- 5 月 25 日 緊急事態解除宣言（全ての区域において解除）

令和2年5月1日
改正 令和2年5月14日

健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

(一社) 日本総合健診医学会
(公社) 日本人間ドック学会
(公財) 結核予防会
(公社) 全国労働衛生団体連合会
(公財) 日本対がん協会
(公社) 全日本病院協会
(一社) 日本病院会
(公財) 予防医学事業中央会

私たちの提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境を確保します。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I 健診実施機関の対応

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。
- ・マスク不足が深刻な折、受診者のマスクは原則として受診者に用意してもらいます。マスク着用がない場合は健診を受診できません。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・健診受付後、速やかに問診、体温測定を行い、受診者の健康状態を確認します。

- ・発熱があるなど健診受診者として不適当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診とします。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）。
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し環境衛生に努めます。

○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
- ・過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。）このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起らないように努めます。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

○ 緊急時の対応

- ・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。
- ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直に行い、関与した職員の接触状況を調査します。

- ・当該受診者と接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

○ 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。

③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

○ 巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当該事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

II 受診者にお願いする事項

○ 事前に受診者へ通知する事項

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りして

いますので、体調が回復してから受診してください。

- いわゆる風邪症状が持続している方
- 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や 職場内等で接触歴がある方）
- 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）と の接触歴がある方
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性がある、待機期間内（自主待機も含む）の方
- ・上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、受診延期も考慮していただきます。

○ 受診に際して、受診者にお願いする事項

- ・健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・マスク不足が深刻な折、マスクは受診者ご自身で用意してください。万一、マスクがない場合は健診施設にご相談ください。
- ・入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



ひと、くらし、みらいのために



ホーム

[本文へ](#) | [お問い合わせ窓口](#) | [よくある御質問](#) | [サイトマップ](#) | [国民参加の場](#)

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [健康](#) > [感染症情報](#) > [新型コロナウイルス感染症について](#) > [新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）](#)

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

令和2年5月27日時点版

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

<健康診断の実施>

問2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

事業者は労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期的に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものですが、引き続き、これらの一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、延期することとして差し支えありません。

また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています。これらの特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、法令に基づく頻度で実施いただく必要があり、そのためには、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性のある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断の実施人数を制限するなどにより、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じていただく必要があります。ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、特殊健康診断等の実施時期を令和2年6月末までに実施が求められるものについては、延期することとして差し支えありません。

なお、これらの取扱い、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

健康診断の実施時期を延期したものについては、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、できるだけ早期に実施することし、令和2年10月末までに実施してください。
なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

（参考） 「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）（http://www.zeneiren.or.jp/cgi-bin/pdfdata/20200514_ko.pdf）

※ 内閣官房HP（<https://corona.go.jp/>）の業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧にも掲載されております。

出展：厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q6-2